

〇〇〇セミナー実行委員会設置要綱(案)

1 目的

食に関する専門技能集団として、「健康的においしく食べる」という観点にそい、加工食品の上手な活用方法、簡単でおいしく効果的に食べる方法について普及・伝達する必要がある。一般消費者に対して、広く情報を提供するため、本セミナーを開催するための「実行委員会」を設置する。

2 所掌事務

〇〇〇セミナー実行委員会（以下委員会）は、次の所掌事務をする。

- (1) セミナーの企画・運営に関すること。
- (2) セミナーに係る関係機関・関係者との連携に関すること。
- (3) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること。

3 組織及び構成

- (1) 委員会は、委員20人程度で組織する。
- (2) 委員は、（公社）山口県栄養士会会員をもって構成する。

4 任期

- (1) 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 委員は、再任されることができる。

5 委員長及び副委員長

- (1) 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- (2) 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- (3) 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

6 会議

- (1) 委員会は委員長が召集する。
- (2) 委員会の議長は、委員長をもって充てる。
- (3) 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

7 庶務

委員会の庶務は、（公社）山口県栄養士会事務局で処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、 年 月 日から施行する。